

特定非営利活動法人結の実 2025 年度総会

開催日時：2025 年 5 月 24 日（土） 13 時～14 時
開催場所：ホーム・まな

総 会 議 事 次 第

- 13：00 開会
1. 開会の言葉
 2. 総会の成立確認（会員総数の 2 分の 1 以上の出席で成立）
 3. 議長選出
 4. 議事討議
 - ① 結の実 2024 度事業報告（案）、決算報告（案）
 - ② 結の実 2025 事業計画（案）、収支予算（案）
 - ③ 結の実第 13 期役員体制（案）
 - ④ 結の実定款変更（案）
 5. 議事録署名人の選出
 6. 議長解任
 7. 閉会の言葉
- 14：00 閉会

2024年度事業報告書(案)

2024年4月1日から2025年3月31日まで

特定非営利活動法人結の実

1 事業の成果

2024年度は、ホーム・まな開設 21 年目となる新たなスタートの年度となりました。しかしながら、経営環境としては、障がい者福祉施設を運営する事業者として様々な課題に直面した年度となりました。慢性的な人手不足への対応、虐待防止や感染症防止のための取り組み、物価高を補填する助成金申請、地域に開かれた施設運営のための準備などの諸課題に対して、様々な取り組みをしてきました。また、法人として 2021 年度から開始した結の実中期事業計画の 3 年目の年度であり、実現に向けた準備を行いました。

中期事業計画への取り組みとして、「機動力のある法人運営を行うための基盤整備」に関しては、2024 年度は引き続きコンパクトな理事会運営を行ってきました。法人の外部へのアピールに関しては、ホームページの随時更新、結の実通信の年度内 4 回発行を達成することができました。

「法人の次世代を担う人材育成」のための諸準備に関しては、2023 年度に理事会内で承認を受けた中堅職員育成計画の具体化を行いました。採用してから 1 年～3 年程度の職員に、生活施設の場で求められる様々な判断を行う機会を作り、役職を担って頂くための準備を行いました。人事考課制度を活用し、対象となる全職員に対して自己の勤務を振り返っていただくとともに、キャリアアップに向けた目標設定を行いました。

「法人事業の拡大」に関しては、新規事業に関する候補地案が出ましたが、具体化までは至りませんでした。

「職員の働きやすい環境整備」に関しては、引き続き職員の職場定着に向けた取り組みを行いました。労働関係法令の順守や事務局による勤怠管理を継続し、職員が安心して働くことができる職場環境を作りました。人事考課制度を活用し職員の頑張りを評価し、それを査定賞与等で職員に還元しました。各種補助金や加算を活用し、物価高に対応する職員の待遇改善に取り組みしました。慢性的な人手不足の課題に対して、今働いている職員を大切にしていける取り組みを継続しました。

「グループホーム事業の質的向上」に関しても様々な取り組みを行いました。ホーム・まなは、2024 年度から 365 日利用施設へ移行し、余暇活動支援や通院同行等必要な取り組みを行いました。将来的に 365 日利用希望する入居者に対しても、緊急時に対応できるように訪問診療導入を実現しました。ホーム・ゆいでは、365 日入居者を受け入れるグループホームとして、安心して利用していただけるための支援を継続しました。体調不良時の対応や緊急時・非常災害時に備えた準備の見直しと整備、休日の余暇活動支援

等に取り組みました。年末年始をグループホームで過ごす入居者を対象に、まなゆい合同の新年会を開催するなど、新しい取り組みも行いました。

虐待防止や感染症予防に関しては、対応が義務化された項目（各種委員会の開催や研修の実施）を着実に実施していきました。2024 年度虐待と推定される事案の発生はありませんでした。感染症に関しては、入居者や職員の感染事例等見られましたが、2 次感染防止のための取り組みを行いました。2025 年度から義務化される地域連携推進会議に関しては、2024 年度中に委員の選定を行うなど準備を進めました。近い将来想定される大規模地震等に対する非常災害対策は、BCP（業務継続計画）に基づいて備蓄品その他必要物品の整備を行いました。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事者 の人数	受益対象者の範 囲及び人数	支出額 (千円)
グループ ホーム等 運営事業	障害者の地域での自立生活を支援することを目的としたグループホームの運営	年間	町田市内	37 名	障害者 13 名	62,170
広報事業	障害者の地域生活ニーズに関する情報収集及び会報の発行 ホームページによる法人の認知度向上	年間	町田市内	3 名	一般市民 (500 人)	136

2024年度 活動計算書（案）（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 結の実

(単位：円)

科	目	金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益			
1	受取会費		104,000
	法人会費収入	104,000	
2	受取寄附金		747,000
	寄附金収入	747,000	
3	受取助成金等		2,579,215
	受取助成金	2,579,215	
4	事業収益		80,442,092
	自立支援給付収入	68,163,452	
	入居者負担金収入	12,278,640	
5	その他の収益		12,036
	受取利息	12,036	
	引当金戻入収入	0	
経 常 収 益 計			83,884,343
【B】 経 常 費 用			
1	事業費		
	(1) 人件費		52,564,868
	正規職員給料手当	23,838,704	
	非常勤職員給料手当	24,003,843	
	退職共済掛金	215,000	
	法定福利費	4,418,241	
	福利厚生費	89,080	
	(2) その他経費		9,605,211
	食費	4,110,135	
	消耗品費	1,356,672	
	教養娯楽費	132,200	
	器具什器費	32,648	
	水道光熱費	1,819,266	
	地代家賃	1,955,456	
	負担金年度末清算	198,834	
事業費計			62,170,079
2	管理費		
	(1) 人件費		1,427,408
	事務局給料手当	300,000	
	非常勤職員給料手当	1,120,281	
	法定福利費	7,127	
	(2) その他経費		11,007,065
	印刷製本費	17,390	
	会議費	19,298	
	旅費交通費	50,040	
	車両燃料費	121,975	
	通信運搬費	507,393	
	消耗品費	457,153	
	器具什器費	282,009	
	修繕費	480,056	
	水道光熱費	53,160	
	賃借料	121,220	
	広告宣伝費	60,000	
	減価償却費	4,468,160	
	保険料	516,130	
	諸会費	17,000	
	租税公課	584,962	
	手数料	1,029,073	
	引当金繰入	1,834,189	
	支払利息	177,787	
	雑費	210,070	
管理費計			12,434,473
経 常 費 用 計			74,604,552
当 期 経 常 増 減 額 【A】－【B】・・・①			9,279,791
【C】 経 常 外 収 益			
	固定資産売却益	0	
	雑収入	261,925	
経 常 外 収 益 計			261,925
【D】 経 常 外 費 用			
	固定資産除却損	3	
	雑損失	941,800	
経 常 外 費 用 計			941,803
当 期 経 常 外 増 減 額 【C】－【D】・・・②			-679,878
税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①+②・・・③			8,599,913
	法人税、住民税及び事業税・・・④		1,724,800
	前期繰越正味財産額・・・⑤		66,196,773
次 期 繰 越 正 味 財 産 額 ③－④+⑤			73,071,886

2024年度 貸借対照表（案）

特定非営利活動法人 結の実

(単位：円)

科	目	金 額	小計・合計
【A】 資 産 の 部			
1	流動資産		
	現金預金	60,789,704	75,854,158
	未収金	14,683,463	
	貯蔵品	120,000	
	前払費用	260,991	
	流動資産合計・・・①		75,854,158
2	固定資産		
	(1) 有形固定資産		45,315,105
	土地	30,960,275	
	建物	12,341,049	
	建物附属設備	682,880	
	車両運搬具	1	
	什器備品	1,330,900	
	(2) 無形固定資産		213,290
	ソフトウェア	213,290	
	(3) 投資その他の資産		1,780,497
	保証金	1,500,000	
	長期前払費用	274,507	
	リサイクル預託金	5,990	
	固定資産合計・・・②		47,308,892
【A】 資 産 合 計 ①+②			123,163,050
【B-1】 負 債 の 部			
1	流動負債		
	未払金	5,631,784	14,515,177
	前受金	6,188,041	
	預り金	970,552	
	未払法人税等	1,724,800	
	流動負債合計・・・③		14,515,177
2	固定負債		
	長期借入金	29,476,032	35,575,987
	修繕引当金	5,027,955	
	退職給付引当金	972,000	
	第三者評価引当金	100,000	
	固定負債合計・・・④		35,575,987
負 債 合 計 ③+④			50,091,164
【B-2】 正 味 財 産 の 部			
	前期繰越正味財産額	66,196,773	
	当期正味財産増減額	6,875,113	
正 味 財 産 合 計			73,071,886
【B】 負 債 及 び 正 味 財 産 合 計 【B-1】+【B-2】			123,163,050

2 0 2 4 年 度 財 産 目 録（案）

		特定非営利活動法人 結の実	
		(単位：円)	
科	目	金 額	小 計 合 計
【A】 資 産 の 部			
1	流動資産		
	現金預金		60,789,704
	手元現金	160,000	
	きらぼし銀行 普通預金	19,698,493	
	きらぼし銀行 普通預金	4,529,285	
	きらぼし銀行 普通預金	1,802,592	
	きらぼし銀行 普通預金	31,742,326	
	ゆうちょ銀行 郵便振替口座	2,857,008	
	未収金		14,683,463
	グループホーム利用者	1,034,186	
	東京都国民健康保険団体連合会他	13,649,277	
	貯蔵品		120,000
	Amazonギフトカード	120,000	
	前払費用		260,991
	地代家賃	96,288	
	火災保険	164,703	
流動資産合計・・・①			75,854,158
2	固定資産		
	(1)有形固定資産		
	土地		30,960,275
	事業所用土地	30,960,275	
	建物		12,341,049
	事業所用家屋	12,341,049	
	建物附属設備		682,880
	スプリンクラー設備	595,800	
	セキュリティ機器	87,080	
	車両運搬具		1
	事業用車両	1	
	什器備品		1,330,900
	事業所用食器棚・リビングテーブル・ガステーブル	271,687	
	事業所用冷蔵庫・洗濯機・乾燥機	436,489	
	事業所用物置	33,215	
	事業所用給湯器	184,498	
	事業所用エアコン	405,011	
	(2)無形固定資産		
	ソフトウェア		213,290
	(3)投資その他の資産		
	保証金		1,500,000
	保証金（町田市木曽東3-25-47）	1,500,000	
	長期前払費用		274,507
	火災保険	274,507	
	リサイクル預託金		5,990
	車両預託金	5,990	
固定資産合計・・・②			47,308,892
【A】 資 産 合 計 ①+②			123,163,050
【B-1】 負 債 の 部			
1	流動負債		
	未払金		5,631,784
	2・3月分給与	3,896,737	
	3月分社会保険料	318,170	
	日産フィナンシャルサービス	1,012,000	
	消耗品他	404,877	
	前受金		6,188,041
	受取助成金	6,174,041	
	2025・2026年度会費	14,000	
	預り金		970,552
	源泉徴収税・住民税	163,922	
	入居者預り金	806,630	
	未払法人税等		1,724,800
流動負債合計・・・③			14,515,177
2	固定負債		
	長期借入金		29,476,032
	きらぼし銀行借入	29,476,032	
	修繕引当金		5,027,955
	ホーム・まな	2,899,899	
	ホーム・ゆい	2,128,056	
	退職給付引当金		972,000
	職員	972,000	
	第三者評価引当金		100,000
固定負債合計・・・④			35,575,987
【B-1】 負 債 合 計 ③+④			50,091,164
【B-2】 正 味 財 産 合 計 【A】－【B-1】			73,071,886

2024 年度監査報告書

2025 年 5 月 8 日

特定非営利活動法人結の実

理事長 小林 輝彦 殿

特定非営利活動法人結の実

監事 貞富 護



2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの、監査を行いましたので報告します。

1. 監査日 2025 年 5 月 8 日（木）9：30～10：30
2. 実施場所 特定非営利活動法人結の実事務所
3. 立会人 結の実事務局 小林輝彦 佐藤ひかり
4. 監査内容 特定非営利活動促進法第 18 条に基づき、特定非営利活動法人結の実の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの業務監査・会計監査を行いました。財産状況の監査にあたっては、活動計算書・貸借対照表・帳簿の実査等の通常実施すべき監査を実施しました。
5. 監査結果 活動計算書・貸借対照表・財産目録・帳簿等は適正であった。
6. 検討事項 業務監査
 - ① 事故報告書、ヒヤリハットの件数に関して、チェック方式や見える化など、非常勤職員も含めて起こさないための具体的な取り組みを行う。
 - ② 虐待や不適切ケアを起こさないように、定期的に職員面談を行って意見を聞く、職員が主体的に行動できるようにする等、閉鎖的になりにくい環境づくりを行う。
 - ③ 非常災害対策に関して、定期的な点検や、設備整備のスケジュールを策定して、具合的にその計画に沿って進めていく。
 - ④ 中堅職員の育成に関して、人事考課、現場業務とキャリアパスを連携させて、計画的な職員育成を行っていく。
 - ⑤ 職員採用に関して、結の実の魅力を発信していく試みを行い、「結の実で働きたい」と考えてもらえるような人材・マネジメントスキルのある人材を登用していく。

2025 度 事業計画書（案）

＜2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日＞

特定非営利活動法人結の実

1. 事業の実施方針

2025年度は、2021年度に理事会内で検討してきた5か年計画である結の実中期事業計画の4年目となります。そして、2004年から開始したグループホーム事業が21年目を迎える区切りの年度でもあります。この間、障がい者福祉を取り巻く環境は、ますます厳しさを増しており、結の実もその渦中にいることを深く実感しています。職員を募集しても応募がない「慢性的な職員不足」という課題は、結の実だけでなく日本社会全体の問題となっており、今後さらに厳しさを増すことでしょう。また、虐待防止や感染症予防、地域に開かれた施設運営など、グループホームを始めとした障がい者福祉施設に様々な対応義務が課せられるとともに、その質的向上に向けた社会的な責任も大きくなってきました。

そのような運営環境の中で、結の実は、中期事業計画に掲げた目標の実現を通して、次の20年に向けた基盤作りを着実に進めていきます。法人規模は小さくても、グループホーム事業において365日入居者を受け入れた状態での事業黒字化を維持する健全運営を目指します。入居者やご家族に安心して利用していただくホーム運営を行うとともに、職員の働きやすい職場環境作りを推進していきます。これらの方針を具体化していくために以下の取り組みを今年度は行っています。

中期事業計画の目標の1点目として、「機動力のある法人運営」を行うための基盤整備に引き続き取り組んでいきます。今年度は役員改選の年であり、新役員体制で意思決定を迅速化した機動力ある運営を継続していきます。法人会員に関しては、正会員と賛助会員を分ける定款変更案を今年度の総会で提出予定です。承認された場合、2026年度から新会員制度へ移行していきます。正会員には、議決権を通して法人運営にかかわっていただき、賛助会員には、結の実通信やホームページを通して、事業運営に関する情報を公開していきます。結の実を応援したいと考えていただけるような情報提供を積極的に行っていきます。

目標の2点目は、「法人の次世代を担う人材育成」です。2023年度から検討を行っている職員育成計画を実現するために、中堅職員の育成に取り組めます。入職して5年以内の職員に役職や役割を担って頂き、様々な「判断」ができるように機会を提供していきます。職員評価制度に関しては、年2回の実施が定着してきました。雇用形態に関係なく、目標を持って業務に取り組み、頑張った職員が評価され、やりがいをもって勤務できる制度を継続していきます。

目標の3点目は、「法人事業の拡大」です。2024年度も新規事業に向けた物件の検討が行

われましたが、具体化するところまで話は進みませんでした。実際に新規事業を開設する場合、資金面での課題、制度上の要件を満たしていくための課題、実際に担っていく職員を確保していく課題など、様々な課題を解決していくことが求められます。2025 年度においては、新規事業候補地を探していくとともに、具体化した時の課題解決のための準備を進めていきたいと思います。

目標の 4 点目は、「職員の働きやすい環境整備」です。職員が、心身の健康を維持できるように、休みたいときには安心して休める環境作り、公休有休を取得しやすい職場環境を作ります。また、非常勤職員に関しては、それぞれの生活環境で勤務しやすい時間に勤務していただけるように、柔軟な勤務時間設定を行います。未経験者が安心して勤務できるように、研修の充実や業務の標準化を継続していきます。職場での人間関係が円滑に営めるように、法人理念の浸透、職員同士の挨拶やコミュニケーションの充実を心がけます。

グループホーム事業に関しては引き続き「グループホーム事業の質的向上」を目標にします。ホーム・まなは 2024 年度に 365 日施設に移行いたしました。365 日安心してホームでの生活ができるように基盤整備をしていきます。まだ週末や年末年始外泊されている入居者も多くいらっしゃいますが、引き続き通院や通所施設との連絡調整、余暇支援等、ご家族中心のコーディネートからホーム中心支援への段階的に移行できるように準備を進めていきます。2024 年度から開始した訪問診療に関しては、利用者の拡充を目指します。ホーム・ゆいではすでに 365 日対応している入居者が複数名いらっしゃいます。健康管理や余暇対応、通所施設との連絡調整、後見人やご家族との面談を継続するとともに、緊急時を想定した諸準備にも取り組んでいきます。訪問診療の導入を含む入居者の体調急変時の対応等、より良い支援ができるように取り組みます。建物外壁塗装など、大規模修繕を計画していきます。まな、ゆい共通の取り組みとして、服薬ミスや転倒等の事故を防止できるように、数値目標の設定や「対策の見える化」を行っていきます。

各種委員会の開催に関しては、年間計画上で計画的な開催を行っていきます。障害者虐待防止、身体拘束適正化に関する取り組みに対しては、委員会の定期的な開催、職員全体研修の実施、職員へのストレスチェックを行っていきます。委員会では定期的な職員研修の開催や虐待防止に関して関係者への周知を行っていきます。感染症委員会に関しても、年 4 回の計画的な開催を行うとともに、感染症予防に向けた職員研修や訓練を行っていきます。新型コロナウイルスやインフルエンザ、ウイルス性胃腸炎等の感染症拡大防止対策に関しては、BCP やマニュアルに基づき、入居者や職員の生活を守るために引き続き必要な感染対策を継続していきます。2025 年度から義務化された「地域連携推進会議」に関しては、まな、ゆいで年度内 2 回開催を予定しています。地域に開かれた施設運営を目指します。非常災害対策に関しても、BCP の内容に従って、近い将来発生が予測されている大規模地震への備え等、緊急時の備えをしていきます。年 2 回の避難訓練を行い、グループホームならではの様々な時間帯における避難想定や備品の確認等行っていきます。蓄電池設備の導入等非常用電源の確保に関して検討を行います。

2. 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に関わる事業

(1) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業

共同生活援助事業所	ホーム・まな（ユニット ホーム・まな、ホーム・ゆい）の運営
・実施内容	入居者に対する自立生活支援 余暇活動支援、通所支援、通院支援 誕生会、クリスマス会等のイベントの開催
・支援体制	管理者（1名） サービス管理責任者（1名以上） ユニット責任者（各ユニットで1名配置） 世話人（職員配置基準で必要な員数以上） 生活支援員（職員配置基準で必要な員数以上）
・研修	職員全体研修 (年2回を予定、感染症研修2回、虐待防止研修1回を含む) 強度行動障害支援者養成研修 グループホーム従事者基礎研修 虐待防止研修（外部研修） その他外部研修（GH連絡会等）

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会（2025年5月24日開催予定）

- 討議事項1. 結の実 2024年度事業報告案、収支決算報告案
2. 結の実 2025年度事業計画案、収支予算案
3. 結の実定款変更案
4. 結の実第13期役員体制案

②理事会

- 第1回理事会（2025年5月10日開催予定）
第2回理事会（2025年8月30日開催予定）
第3回理事会（2025年11月29日開催予定）
第4回理事会（2026年2月28日開催予定）

③事務局会議

- 第1回事務局会議（2025年4月29日開催予定）
第2回事務局会議（2025年8月18日開催予定）
第3回事務局会議（2025年11月17日開催予定）
第4回事務局会議（2026年2月16日開催予定）

④事業所会議

第 1 回事業所会議（2025 年 7 月 10 日開催予定）

第 2 回事業所会議（2026 年 1 月 13 日開催予定）

⑤虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会

第 1 回会議（2025 年 7 月 14 日開催予定）

第 2 回会議（2025 年 10 月 20 日開催予定）

第 3 回会議（2026 年 1 月 19 日開催予定）

⑥感染症対策委員会

第 1 回会議（2025 年 6 月 16 日開催予定）

第 2 回会議（2025 年 9 月 22 日開催予定）

第 3 回会議（2026 年 12 月 22 日開催予定）

第 4 回理事会（2026 年 3 月 16 日開催予定）

⑦地域連携推進会議

第 1 回会議（2025 年 6 月 24 日開催予定）

第 2 回会議（2025 年 12 月 13 日開催予定）

（2）会員に関する事項

2025 年度通常総会で、正会員と賛助会員を分ける定款変更案提出を行う。

2026 度からの制度変更を行うために会員の皆様への説明等準備を行う。

（3）事務局に関する事項

法人運営に関する事務を行う機関として、以下の体制で事務局運営を行う。

事務局長・・・事務局の責任者として必要な職務を行う。

会計担当・・・会計処理や、給与計算、請求業務等を担当し、総会、理事会で法人会計について報告を行う。

事務局員・・・必要に応じて配置し、事務局長のサポートを行う。

（4） 広報事業

①結の実通信の発行

年 4 回発行予定

②ホームページによる情報発信

③求人情報の掲載準備

必要に応じて、通年で行う。

2025年度 活動予算書（案）（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 結の実

(単位：円)

科 目		金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益			
1 受取会費			104,000
法人会費収入	104,000		
2 受取寄附金			0
寄附金収入	0		
3 受取助成金等			2,579,225
受取助成金	2,579,225		
4 事業収益			77,102,800
自立支援給付収入	65,300,000		
入居者負担金収入	11,802,800		
5 その他の収益			2,000,000
受取利息	0		
引当金戻入収入	2,000,000		
経 常 収 益 計			81,786,025
【B】 経 常 費 用			
1 事業費			
(1) 人件費			50,480,000
正規職員給料手当	20,000,000		
非常勤職員給料手当	26,000,000		
退職共済掛金	180,000		
法定福利費	4,200,000		
福利厚生費	100,000		
(2) その他経費			8,352,800
食費	3,490,000		
消耗品費	1,251,400		
教養娯楽費	288,000		
器具什器費	144,000		
水道光熱費	1,949,400		
地代家賃	1,230,000		
負担金年度末清算	0		
事業費計			58,832,800
2 管理費			
(1) 人件費			3,180,000
正規職員給料手当	2,000,000		
非常勤職員給料手当	1,150,000		
法定福利費	30,000		
(2) その他経費			15,980,000
印刷製本費	20,000		
会議費	20,000		
旅費交通費	60,000		
研修費	200,000		
車両燃料費	150,000		
通信運搬費	600,000		
消耗品費	500,000		
器具什器費	300,000		
修繕費	5,600,000		
水道光熱費	60,000		
賃借料	250,000		
広告宣伝費	300,000		
減価償却費	4,000,000		
保険料	550,000		
諸会費	20,000		
租税公課	70,000		
手数料	700,000		
引当金繰入	1,750,000		
支払利息	580,000		
雑費	250,000		
管理費計			19,160,000
経 常 費 用 計			77,992,800
当 期 経 常 増 減 額 【A】－【B】・・・①			3,793,225
【C】 経 常 外 収 益			
固定資産売却益	0		
雑収入	0		
経 常 外 収 益 計			0
【D】 経 常 外 費 用			
固定資産除却損	0		
雑損失	0		
経 常 外 費 用 計			0
当 期 経 常 外 増 減 額 【C】－【D】・・・②			0
税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①+②・・・③			3,793,225
法人税、住民税及び事業税・・・④			0
前期繰越正味財産額・・・⑤			73,071,886
次 期 繰 越 正 味 財 産 額 ③－④+⑤			76,865,111

討議事項③

第 13 期役員体制（案）について

（１）役員体制（案）

役職	氏 名	再任・新任	役職	氏 名	再任・新任
理事	小林輝彦	再任	理事	小島恵見	再任
理事	廣瀬礼子	再任	理事	佐藤ひかり	新任
監事	貞富護	再任			

新任役員紹介

佐藤ひかり 2005 年 9 月に特定非営利活動法人結の実入職

現在結の実事務局長、ホーム・まなサービス管理責任者兼務

（２）役員の任期

2025 年 6 月 27 日～2027 年 6 月 26 日

※現役員の任期は 2025 年 6 月 26 日までとなります。

※ 結の実定款抜粋

（種類及び定数）

第13条 この法人に次の役員を置く。

（１）理事 3 人以上 10 人以内

（２）監事 2 人以内

（選任等）

第 14 条 理事及び監事は、総会において会員の中から選任する。

2 理事の中から理事会において、次の役職者を選任する。

（１）理事長 1 人

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

討議事項④ 特定非営利活動法人結の実 定款変更案

変更理由：会員の種類を正会員と賛助会員に分け、結の実の活動により多く賛同をいただくために変更を行いたい。

変更時期：2026 年 4 月 1 日

変更後	変更前
第 6 条 (種別) この法人の<u>会員は、次の 2 種とし、正会員</u>をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。 (1) <u>正会員</u> この法人の目的に賛同して入会した個人または団体とする。 (2) <u>賛助会員</u> この法人の目的に賛同し、<u>賛助するために入会した個人または団体とする。</u>	第 6 条 (種別) この法人は、会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。 2.会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体とする。
第 8 条 (会費) 会員は、総会において<u>次に定める会費を納入しなければならない。</u> <u>(1) 正会員 年会費 一口 3,000 円（一口以上）</u> <u>(2) 賛助会員 年会費 一口 2,000 円（一口以上）</u>	第 8 条 (会費) 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
第 21 条 (総会の構成) 総会は、<u>正会員</u>をもって構成する。	第 21 条 (総会の構成) 総会は、会員をもって構成する。
第 23 条 (総会の開催) 通常総会は、毎年 1 回開催する。 2.臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。 (1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。 (2) <u>正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面をもって召集の請求があったとき。</u> (3) 監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて召集するとき。	第 23 条 (総会の開催) 通常総会は、毎年 1 回開催する。 2.臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。 (1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。 (2) 会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面をもって召集の請求があったとき。 (3) 監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて召集するとき。

第 25 条

(総会の議長)

総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

第 26 条

(総会の定足数)

総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

第 27 条

(総会の議決)

総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 28 条

(総会の表決権等)

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条の適用については出席したものとみなす。

4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第 29 条

(総会の議事録)

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつて

第 25 条

(総会の議長)

総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

第 26 条

(総会の定足数)

総会は、会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

第 27 条

(総会の議決)

総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 28 条

(総会の表決権等)

各会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項の規定により表決した会員は、前 2 条の適用については出席したものとみなす。

4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

第 29 条

(総会の議事録)

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、

は、その数を付記すること。) (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印しなければならない。 第 48 条 (定款の変更) この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した<u>正会員</u>の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。 2. この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。 第 49 条 (解散) この法人は、次に掲げる事由により解散する。 (1) 総会の決議 (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 (3) <u>正会員</u>の欠乏 (4) 合併 (5) 破産手続き開始の決定 (6) 所轄庁による設立の認証の取消し 2. 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、<u>正会員</u>総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。 3. 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。 第 51 条 (合併) この法人が合併しようとするときは、総会において<u>正会員</u>総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。	その数を付記すること。) (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印しなければならない。 第 48 条 (定款の変更) この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。 2. この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。 第 49 条 (解散) この法人は、次に掲げる事由により解散する。 (1) 総会の決議 (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 (3) 会員の欠乏 (4) 合併 (5) 破産手続き開始の決定 (6) 所轄庁による設立の認証の取消し 2. 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。 3. 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。 第 51 条 (合併) この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。
---	---